

様式第2

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の4第4項
処 分 の 概 要：放置違反金の納付命令
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第51条の4第1項及び第3項
処 分 基 準： 第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第4項ただし書きに規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責に帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。
問い合わせ先： 交通部交通指導課放置駐車対策係（電話059-222-0110）
備 考：